

[新聞折込広告基準]

平成14年5月17日改正

1.責任の所在および内容が不明確な広告

- ・広告主名、所在地名、連絡先が記載されていない広告。
- ・広告の意味、目的が分からないもの。

2.虚偽または誤認されるおそれがある広告

- ・「日本」「世界」など最高・最大級の表現、「確実に儲かる」「ぜったいにやせる」などの断定的表現を何の裏付けもなく使用した広告。
- ・「二重価格表示広告」「おとり広告」は、受け付けるべきではない。
- ・「露骨な性表現あるいは暴力や犯罪を肯定、礼賛する広告、麻薬・覚醒剤の使用を賛美したり、その他残虐な表現のある広告。

4.不動産広告

- ・不動産広告の表示は、「宅地建物取引業法」などの関係法規、不動産公正取引協議会の「不動産の表示に関する公正競争規約」による。

5.求人広告

- ・雇主の名称・所在地・連絡先、企業の業種と就業する職種など必要な事項が表示されていない広告。
- ・「男女雇用均等法」「雇用対策法」に準じたもの。
- ・履歴書用紙付求人広告は、履歴書に本籍地、家族関係、宗教・支持政党など差別につながる可能性がある項目があるもの。
- ・求人広告に見せかけて講習料をとったり、物品・書籍などを売りつけたりするのが目的である広告。

6.名誉毀損、プライバシーの侵害などのおそれがある広告

広告表現中において名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損・業務妨害となるおそれのあるもの。

7.選挙運動ピラなど

- ・選挙運動のための折込広告は、「公職選挙法」の要件を備えたもの以外は頒布できない。
- ・特に事前運動とみなされるおそれがある広告は、十分な注意が必要である。

8.弁護士の広告

弁護士および外国特別会員の業務広告は日本弁護士連合会の「弁護士の業務広告に関する規程」「外国特別会員の業務広告に関する規程」により定められた範囲内でなければ広告できない。

9.医療関係の広告

医療・歯科医療・病院・診療所・助産所などの広告は、医療法に定められた事項以外は広告できない。
あん摩業、マッサージ業、柔道整復業などについても関連法規に定められた事項以外は広告できない。

10.医薬品の広告

医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具・特定疾病用の医薬品・承認前の医薬品などの広告は、「医薬品等適性広告基準」の範囲内でなければ広告できない。

11.健康食品の広告

健康食品の広告は、医薬品的な効能・効果を表示できない。

12.エステティックの広告

美顔・痩身などエステ関連広告については、「特定商取引法」で誇大広告の禁止が定められている。
〈例〉安全、完璧、日本一、業界一、業界初、絶対、永久、永遠、治療、治すなど

13.金融関係の広告

- ・消費者金融広告などの貸金業の広告では、「貸金業の規制等に関する法律」で利率や登録番号など必要な表示事項を記載するように定められている。貸付条件について、誇大広告は禁止されている。
- ・抵当証券業、投資顧問業、金融先物取引業などの広告については関連法規によって虚偽誇大、誤認期待の表現を禁止している（抵当証券法・投資顧問業法など）

14.その他

- ・公序良俗に反したり、反社会的な表現の広告、誹謗中傷の恐れのある広告あるいは、迷信などに頼る非科学的な広告。
- ・その他、独占禁止法、景品表示法、関係告示、規約に反するもの。

※ 上記「新聞折込広告基準」に反するものや、発行本社が不適切であると判断した広告の新聞折込はお断わり致しておりますのでご了承下さい。

新聞折込広告料金表

2019年 06月現在

株式会社 日経ピーアール

株式会社 日経ピーアール

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-6-10 TEL:03-6812-8700 FAX:03-6812-8699

新聞折込広告料金表

1枚当たり(円) (消費税は別途)

地区	サイズ	普通紙					厚紙				変形折&+ハガキ				連合			別途配送料 (2019年6月1日より)	[小口配送料] (都内)4万部未満 4,000円 (多摩)5万部未満 6,000円 (埼玉)国道16号線以内は5万部未満 6,000円 (千葉)国道16号線以遠の地区は実費加算 (神奈川)5万部未満 6,000円	
		B5	B4	B3	B2	B1	B5厚	B4厚	B3厚	B2厚	B3+ハガキ	B2+ハガキ	B4折	B3横長	B4	B3	B2			
東京	都内(23区)	2.70	3.30	4.50	7.70	13.00	3.00	3.80	5.50	9.24	6.00	9.20	3.30	4.50	3.30	4.50	7.70	全てのサイズに対して0.10円	[引取料金] (10 ⁰ 区内・13:00までに引取可能なもの) 1.B4換算 5万枚以下 5,000円 2.B4換算20万枚以下 12,000円 3.2t車(チャーター) 22,000円 4.4t車(チャーター) 30,000円	
	都下(多摩地区)	2.80	3.40	4.60	7.90	13.30	3.10	3.90	5.70	9.54	6.20	9.50	3.40	4.60	3.40	4.60	7.90			
埼玉	埼玉県下	3.20	3.50	4.70	8.00	12.40	3.50	3.80	5.10	※	6.20	9.80	※	5.70	3.50	4.70	8.00			
千葉	千葉県下	3.40	4.00	5.20	9.00	13.90	4.10	4.80	6.30	10.80	9.30	12.30	4.00	5.20	4.00	5.20	9.00			
神奈川	京浜地区 川崎市全区・横浜市鶴見・緑・港北・青葉・都筑・神奈川・西・中・南・港南・磯子・保土ヶ谷の各区	3.40	3.80	5.00	8.70	13.40	4.10	4.70	6.40	10.68	7.50	10.50	3.80	5.00	3.80	5.00	8.70			[見本届け料金] 1.B4換算 1,000枚迄 1,000円 2.B4換算 5,000枚迄 2,500円 3.上記を超えるもの別途御相談下さい
	横浜市金沢区	4.20	4.20	5.70	10.00	16.60	5.50	5.50	7.60	12.60	8.60	11.20	4.20	8.60	4.20	5.70	10.00			
	相模原地区 相模原市・愛甲郡	3.80	3.80	5.10	8.90	14.80	5.00	5.00	6.90	11.50	7.90	10.10	4.10	7.70	3.80	5.10	8.90			
奈川	戸塚・泉・栄・相鉄地区 横浜市瀬谷・旭・戸塚・泉・栄の各区	4.30	4.30	5.90	10.30	17.10	5.80	5.80	8.00	13.10	9.10	11.60	4.70	8.80	4.30	5.90	10.30			[保管料金] パレット=1ヶ月 2,000円 ・パレットはB4又はB3で64梱包迄です ・種類違いの場合は別パレットに保管します 1.B2またはB3厚サイズ 32,000枚迄 (500枚で1梱包) 2.B3またはB4厚サイズ 64,000枚迄 (1,000枚で1梱包) 3.B4またはB5厚サイズ 128,000枚迄 (2,000枚、1,000枚で1梱包) 4.B5サイズ 256,000枚迄
	大和地区 大和・綾瀬・座間・海老名・厚木の各市・藤沢市長後の合売店	4.00	4.00	5.50	9.60	16.00	5.20	5.20	7.20	11.90	8.20	10.50	4.20	8.20	4.00	5.50	9.60			
横須賀・逗葉地区 横須賀・三浦・逗子の各市・三浦郡葉山町	4.30	4.30	5.90	10.30	17.10	5.50	5.50	7.60	12.60	10.40	11.50	6.00	8.60	4.30	5.90	10.30				
東海地区 鎌倉・藤沢・茅ヶ崎の各市(但し朝日を除く)、平塚・伊勢原・秦野の各市、中・高座の各郡	4.70	4.70	6.40	11.20	18.60	6.30	6.30	8.60	14.30	9.90	12.60	5.10	9.40	4.70	6.40	11.20				
川	足柄地区 南足柄市(和田河原の合売)、足柄上郡(開成・山北・松田・下曽我の合売)	4.20	4.20	6.00	16.00	33.40	9.40	13.40	13.40	※	※	※	※	※	※	※	※	・普通紙はB版110kgまでの用紙を使用したものです。但し、神奈川県足柄上郡地区の合売店は90kgまでとなります。(厚紙は上記を超える用紙になります) ・空欄部分の料金につきましては、弊社営業部員までお問い合わせ下さい。		
	小田原市・足柄下郡 小田原市・湯河原町・足柄下郡(湯本・真鶴の合売)	4.60	4.60	6.30	11.00	18.30	6.20	6.20	8.50	14.00	9.70	12.40	5.00	9.20	4.60	6.30	11.00			
	湘南朝日 鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市の朝日(長後店は除く)	4.40	4.80	6.70	11.40	21.20	6.30	6.30	8.60	14.20	11.90	13.60	6.70	10.60	4.80	6.70	11.40			

木更津地区(連合料金: B4:4.50、B3:5.80、B2:10.20) (B4折: 5.0)

(ハガキ料金: 神奈川県下は別途 以外の地区はB5厚と同料金)